

大学院研究生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学院博士後期課程を修了した者(単位満了退学者を含む。以下同じ)又は博士前期課程若しくは修士課程を修了した者に、大学院研究生(以下「研究生」という)の資格を与えることにより、その研究の継続を助成することを目的とする。

(資格)

第2条 研究生となることのできる者は、大学院博士後期課程を修了した者又は博士前期課程若しくは修士課程を修了した者で、指導教員の承認を得て、研究科教授会の議を経て、学長の許可を得たものとする。

(期間)

第3条 研究生の期間は、1年間とする。但し、博士後期課程修了者にあつては2回、博士前期課程修了者及び修士課程修了者は1回に限り、更新を願い出ることができる。

(待遇)

第4条 研究生は、担当教員の許可を得て、聴講願を提出し、学長の許可を得た上で、大学院の授業を受けることができる。

2 研究生は、大学院生に認められた大学の研究施設を利用することができる。

(在籍料)

第5条 研究生は、定められた期日までに在籍料等を納付しなければならない。

2 研究生の在籍料等は、次のとおりとする。但し、実験実習に関する費用は、別にこれを徴収する。

(1) 入学金 50,000 円、在籍料 (1 年) 200,000 円。但し、他大学出身者は、検定料 50,000 円を別途徴収する。

(2) 前号の在籍料は、前期、後期の2回に分納し、納期は、前期は4月15日、後期は10月15日とする。

(3) 特別の事情のある者に限り、委員会の議を経て、学長の許可を得て在籍料を免除することがある。

(監督)

第6条 研究生に対する監督は、研究科教授会で定めた教員があたるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成 21 年 9 月 17 日に改定し、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

[協議する組織の変更]